

## 議題 2

### コミュニティバス車両の移動等円滑化基準適用除外について

中津川市コミュニティバスで使用する車両について、移動等円滑化基準第43条の規定に基づき適用除外認定を受けるため、中津川市公共交通会議の合意を求めます。

#### ■適用除外認定を受ける車両

福岡地区コミュニティバス車両

#### ■移動等円滑化基準の適用除外とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法、平成18年法律第91号）では、車両の新規導入の際には低床や車いすを利用した乗車ができることなどのバリアフリー基準の適合が義務付けられています。また、既存車両についても、適合の努力義務があります。

しかし、道路や地形上の問題等によりバリアフリー基準を満たすことが困難である場合、乗車定員が23人以下であって車両総重量5トン以下の自動車について、公共交通会議の協議を調べ地方運輸局に申請し認定を受けることで、移動等円滑化基準の一部が適用除外となります。

## 福岡地区コミュニティバス車両

### 1. 新規車両の導入について

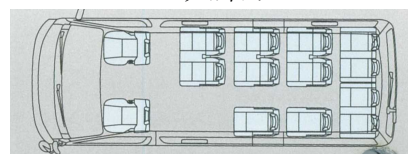
福岡地区コミュニティバス（矢平線、若山線、本郷線、上之平・下組線、新田線）で使用しているマイクロバス車両（23人乗り）は、平成17年の導入以降13年が経過し、走行距離は30万kmを超え、老朽化による故障も目立つようになりました。

当該路線は道路が狭い上に急勾配の場所が多く、冬季には積雪などの影響もあり、中・大型バスでの運行は困難であること、また、1便当たりの乗車人数を考慮し、移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けることで、ワゴン車両（14人乗り）に更新して運行します。

なお、移動等円滑化基準の適用除外により利用が困難となる車いす利用者については、移送サービスや介護タクシー等の利用により、移動手段の確保を図ることとします。

### 2. 導入する車名及び型式

トヨタ ハイエースコンピューターDX CBF-TRH228B 14人乗り



### 3. 認定により適用を除外する移動等円滑化基準の条項及び内容

- 第37条第2項第2号：乗降口のスロープ
- 第39条：車いすスペース
- 第40条第1項：通路の幅
- 第40条第2項：通路の手すりの間隔
- 第41条：運行情報提供設備等

参考資料

矢平線

二本松停留所付近



矢平クラブ停留所付近

川上総合事務所

新田線

福岡地区

本郷線

松井石油店裏停留所付近

坂下地区

上之平・下組線

苗木地区

若山線

二本松停留所付近



松尾口停留所付近



経川総合事務所

苗木事務所

【凡例】

- 福岡地区コミュニティバス路線
- 特に狭い場所、急勾配の場所

坂本地区

中津川市民病院

中津川市役所

■福岡地区コミュニティバス車両

トヨタ ハイエースコミュータ DX (写真: 同型の加子母地区コミュニティバス車両)



パワースライドドア



電動格納ステップ



電動格納ステップの幅



電動格納ステップの奥行



スライドドア手すり



スライドドア乗降口ハンドレール